食の安全・安心のための検査を行っています

偽装や農薬の混入等により食の安全が脅かされている昨今、食の安全に対する関心はますます高まっています。

食品・医薬品科では、食の安全を守るために食品中 の残留農薬検査や苦情食品の行政検査を行っています。



一加工食品の検査体制を整備しています一

平成 20 年 1 月、中国産冷凍ギョウザから農薬成分のメタミドホスが検出され、その後も、冷凍いんげんや菓子への薬物混入による健康被害事例が相次ぎました。これまでも国では、加熱冷凍野菜等の加工食品及び原料となる農産物について残留農薬検査を行ってきました。しかし、これらの事件を受けて、より幅広い種類の加工食品について残留農薬検査の必要性が出てきました。そこで、厚生労働省においては、事件の再発防止策として輸入食品の安全性確保のために監視体制を強化するとし、新たな加工食品の残留農薬等の試験法を現在検討中です。

本県においても、平成20年1月から3月にかけて中国産冷凍ギョウザ、冷凍いんげん等の検査を行いましたが、検出事例はありませんでした。

当所では平成19年度より、従来の県内産農産物に加え国内生産量40%のシェアを誇る県内特産品のミネラルウォーターの検査を行っています。平成20年度からは県内特産品であるぶどう等を使用した果汁、冷凍さといも等の輸入加工食品にも検査対象を拡げ、検査体制の充実を図っています。今後も輸入加工食品の種類・検体数をさらに増やし、食の安全の確保により一層努めていきます。

残留農薬とは?

農薬は、病害虫や雑草などの防除、作物の生理機能の抑制などを目的として農産物に散布されますが、目的とした作用を発揮した後、ただちに消失するわけではなく、収穫時まで残留してしまうことがあります。これが『残留農薬』と呼ばれるものです。この残留農薬が人の健康に害を及ぼすことがないように、農薬の毒性、残留性、一日あたりの摂取量などを考慮して設定されたものが『残留農薬基準』です。基準の設定に必要な毒性評価については、食品安全委員会の農薬専門調査会が行っています。